○福井市総合計画審議会設置条例

昭和 55 年 6 月 14 日
条例第 17 号

（設置）

第 1 条　福井市が定める福井市総合計画に関し，市長の諮問に応じて必要な事項を調査，審議しその結果を答申するため，福井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条　審議会は，委員 50 人以内で組織する。

2　委員は，次の各号に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　学識経験者

(3)　関係行政機関の職員

(4)　関係団体の役職員

(5)　前各号に掲げる者のほか，市政について関心を有する市民で市長が適当と認めるもの

（任期）

第 3 条　委員の任期は，2 年とし再任を妨げない。

2　補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条　審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

2　会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条　審議会は，必要に応じ会長が招集し，会長が会議の議長となる。

2　審議会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

3　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

4　会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求めて意見を求めることができる。

（専門部会）

第 6 条　会長は，専門の事項を調査，審議させるため，審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に属する委員は，会長が指名する。

3　部会には，部会長を置き，会長の指名する委員がこれに当たる。

4　部会長は，部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故あるときは，あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（幹事）

第 7 条　審議会に，幹事若干名を置く。

2　幹事は，市職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は，審議会の所掌事務について，委員を補佐する。

（庶務）

第 8 条　審議会の庶務は，総務部において処理する。

（雑則）

第9条　この条例に定めるもののほか,審議会の運営に関し,必要な事項は,市長が別に定める。

附　則

この条例は,公布の日から施行する。

附　則(平成2年条例第16号)

この条例は,公布の日から施行する。

附　則(平成6年条例第21号)

この条例は,平成6年10月1日から施行する。

附　則(平成10年条例第5号)

この条例は,平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第22号)

この条例は,平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第86号)

この条例は,平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年条例第14号)抄

(施行期日)

1　この条例は,平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成19年条例第21号)抄

(施行期日)

1　この条例は,平成19年4月1日から施行する。